

船舶事故調査報告書

令和4年3月2日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁網損傷
発生日時	令和3年6月27日 14時10分ごろ
発生場所	香川県土庄町小豊島南方沖 唐櫃港B防波堤西灯台から真方位155° 2.3海里付近 (概位 北緯34° 27.4′ 東経134° 06.9′)
事故の概要	プレジャーボートプロフーズⅡは、西進中、漁船幸丸は、船首から投網しながら後進で南南西進中、プロフーズⅡが幸丸の漁網に進入し、同網が損傷した。
事故調査の経過	令和3年7月26日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート プロフーズⅡ、4.8トン 271-36454岡山、株式会社ヒラタ B 漁船 幸丸、2.1トン KA3-26629（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型・特殊・特定 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 漁網損傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが、1人で乗り組み、知人1人を乗せ、小豊島南東方沖を約16ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西進中、船首方にB船を認め、B船が船尾から網を繰り出している底引き網漁船だと思い、B船の船首方に航行を続けた。 A船は、小豊島南方沖で、B船の船首方約10mを通航中、船長Aが、知人から漁網を巻き込んだようだとわれ、主機を中立運転とし、両舷のアウトドライブをチルトアップして確認したところ、両舷のプロペラに漁網及びロープが絡まっていた。 A船は、漁網等の巻き込みが少なかった左舷アウトドライブの網等を外し、左舷主機を使用して帰港した。 船長Aは、刺し網漁に関する知識がなかった。 B船は、船長Bが、1人で乗り組み、小豊島南方沖で、船首から刺し網を繰り出しながら約1knの後進速力で南南西進中、右舷方からA船が接近して来るのを認めたものの、A船がB船を避けてくれると思って投網作業を続けていたところ、A船が浮いていた部分の漁網に

	<p>進入して同網を損傷させた。</p>
分析	<p>A船は、西進中、船長Aが、船首方にB船を認め、B船が船尾から網を繰り出している底引き網漁船だと思い、B船の船首方に航行を続けたことから、船首から繰り出していたB船の漁網に進入して同網を損傷したものと推定される。</p> <p>B船は、船首から投網しながら後進で南南西進中、船長Bが、B船に接近するA船を認めたものの、A船が操業中のB船を避けてくれると思い、投網作業を続けたことから、A船が浮いていた部分の漁網に進入して同網を損傷させたものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、A船が西進中、B船が船首から投網しながら後進で南南西進中、船長Aが、船首方にB船を認め、B船が船尾から網を繰り出している底引き網漁船だと思い、B船の船首方に航行を続け、また、船長Bが、B船に接近するA船を認めたものの、A船が操業中のB船を避けてくれると思い、投網作業を続けたため、A船がB船の漁網に進入して同網を損傷したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、日頃から漁法に関する理解を深めるとともに、操業中の漁船の近くを航行する際、漁船の操業状態を確認するとともに、同漁船との距離を十分に取ること。</li> <li>・ 小型漁船の漁船の船長は、接近する他船が操業中の本船を避けてくれると思わずに、早期に音響信号器具で注意喚起を行うこと。</li> </ul>